【契約の概要調書】

（契約件名） 地方公共団体防災担当者向け気象防災ワークショッププログラムの開発委託
契約の概要
本件は、平成 25 年度に気象庁が設計・作成したコミュニケーションワークショップの地方公共団体防災担当者向けバージョンを開発するためのものである。開発の過程において有識者からの指導・助言を受けつつ気象庁が平成 29 年 7 月から提供を開始した新たな流域雨量指数、表面雨量指数、危険度分布などの適切な理解及び利用の促進を含めた地方公共団体防災担当者向け気象防災ワークショップ（以下「ワークショップ」という。）を試行し、その結果を反映させたワークショッププログラムの開発を委託するものである。 委託内容 （１）有識者の指導・助言に基づき、地方公共団体防災担当者の大雨等の緊急時の具体的な対応を整理したうえで、ワークショッププログラムの試行版のシナリオを開発する。 （２）（１）で開発した試行版に基づきワークショップの試行を延べ６市町において実施する。そのための、事前準備、運営、事後の振り返り、報告書作成等を行う。 （３）試行の結果を踏まえ、ワークショッププログラム(完成版)の開発を行う。完成版の作成に当たっては、見易さやわかりやすさといった専門的な観点からパッケージやプログラム内容のデザインを行う。 （４）本事業の最終報告書を作成し提出する。 履行期限 平成 30 年 3 月 23 日(金)
注意点等
・参加方式確認書類の提出期限　　平成２９年８月１０日（木）１７時まで ・最低価格落札方式 ・電子入札対象案件 ・電子調達システムの URL 及び問い合わせ先 電子調達システム　https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/ 電子調達システムヘルプデスク　　電話：０５７０－０１４－８８９

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札に付します

記

1. 競争入札に付する事項
(1) 件　　名　　地方公共団体防災担当者向け気象防災ワークショッププログラムの開発委託（電子入札対象案件）
(2) 履　行　内　容　　仕様書のとおり
(3) 履　行　場　所　　仕様書のとおり
(4) 履　行　期　限　　平成30年3月23日（金）

2. 競争に参加するものに必要な資格
(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
(4) 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
(6) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること（詳細は入札説明書による）。

3. 入札説明書及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先
東京都千代田区大手町1－3－4
気象庁総務部総務課調達管理室第二契約係
03－3212－8341　（内線2580）

4. 入札説明書等の交付期間等
(1) 交付期間　　平成29年7月27日　から　平成29年8月9日　17時まで
(2) 交付場所　　上記3. に同じ
(3) 交付方法　　電子データで交付する（電子媒体（CD－R）要持参）。

5. 証明書等提出期限等
(1) 提出期限　　平成29年8月10日（木）　17時
(2) 提出書類
(A)　電子入札方式　　証明書等（資格審査結果通知書等）及び確認書
(B)　紙入札方式　　証明書等（資格審査結果通知書等）及び紙入札参加願

6. 入札執行日時・場所及び入札書の提出方法
(1) 入札書は電子調達システムにより提出すること。ただし、契約担当官等の承諾を得た場合は、紙により上記3. まで持参すること。
(2) 入札書の締め切り　　平成29年8月28日（月）　14時
(3) 開札日時・場所　　平成29年8月29日（火）　14時　気象庁総務部613共用会議室

7. 入札保証金及び契約保証金
免除する。

8. そ の 他
(1) 2. に示す資格を有しない者及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3)　予算決算及び会計令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
　ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
(4) 落札決定後、契約書を作成する。

平 成 29 年 7 月 27 日

支出負担行為担当官
気 象 庁 総 務 部 長　　後 藤 浩 平